

# 総務市民委員会 会議録

日 時 令和4年5月13日（金曜日）

午前10時50分開会 午後1時28分閉会

場 所 第3委員会室

## 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 協議事項  
(1) 議案の審査  
議案第37号 土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 4 その他
- 5 閉 会

## 出席委員（7名）

委員長 今野 貴子  
副委員長 吉田 博史  
委 員 久松 猛  
委 員 吉田 千鶴子  
委 員 海老原 一郎  
委 員 篠塚 昌毅  
委 員 島岡 宏明

## 欠席委員（1名）

委 員 柴原 伊一郎

## 説明のため出席した者（5名）

市長公室長	川村 正明
総務部長	羽生 元幸
消防長	鈴木 和徳
消防次長	檜山 保明
人事課長	武井 衛
消防総務課長	磯山 公奉

## 事務局職員出席者

主 任 津久井 麻美子

傍聴者（0名）

---

○**今野委員長** おはようございます。ただ今から、総務市民委員会を開催いたします。本日は柴原委員が欠席でございます。早速、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。議案第３７号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題いたします。サイドブックスは、総務市民委員会、令和４年、５月１３日開催のフォルダの資料１をお開きください。それでは、執行部より説明を願います。

○**武井人事課長** サイドブックスの資料１土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明いたします。１番の改正理由でございますが、本案につきましては、昨年８月に人事院勧告が発出されましたので、その後の県の人事委員会勧告、本市職員組合との交渉、また、国家公務員の給与法等の改正を踏まえ、本市職員の給与等について、所要の改定を行うものでございます。人事院が全国約１万１、８００の民間事業所を調査した結果、民間のほうが公務員より給与が低いという官民格差が生じていることから、ボーナスについて０．１５月分を引き下げることとされたものです。また、令和３年１２月期における引下げを見送り、令和４年６月期に相当額の調整をすることとした国の扱いに準じた内容となっております。それでは、具体的な改正内容について、２番の改正内容で御説明いたします。まず、（１）の職員給与の改定でございます。①のボーナスにつきましては、官民格差を踏まえ、６月期及び１２月期支給分の期末手当を０．０７５月分引き下げるものでございます。こちらにつきましては、２年連続のマイナス改定でございます。再任用職員につきましては、０．０５月分の引下げとなっております。つぎに、②でございますが、表にありますとおり、令和３年度の調整分として、令和３年１２月期に減額するはずであった０．１５月分の金額を令和４年６月期の支給額から減額するものでございます。次に、（２）及び（３）でございますが、市議会議員や市長等の常勤特別職について、国に準じて、それぞれの関係条例を改正し、期末手当を０．０５月分引き下げるものでございます。①のとおり、６月期及び１２月期支給分を減額し、②のとおり、本年度は、６月期において令和３年度分の０．１月分を減額するものでございます。昨日の委員会で、議員一人当たりの金額をおおむね５万３、０００円とお伝えしましたが、再度確認しましたところ０．０５月分の減額が抜けておりましたので、正しくは８万５５７円へ訂正させていただきたいと思っております。内訳を申しますと、今回６月期における議員一人当たり０．０５月分の２６、８５２円と昨年の１２月期の特例措置の０．１月分５万３、７０５円を合わせまして、８万５５７円の減額となります。大変失礼いたしました。（４）の一般任期付職員については、一般職員と同様に引下げとなりますが、弁護士などの専門的な知識や経験を持った人材である特定任期付職員の給与について、国家公務員に準拠し、期末手当の引下げ改定を行うものでございます。本市においては、本年４月から特定任期付職員を任用しておりますが、令和３年１２月期の支給がないため、令和３年度分の調整は生じません。（５）につきましては、会計年度任用職員についてですが、引用条項の改正のみとなります。

説明は以上でございます。

○**今野委員長** ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○**久松委員** 減額の金額をもう１回確認しますが、８万５５７円でしたっけ。

○武井人事課長 8万557円です。こちらにつきましては、0.05月分の2万6,852円が抜けておりましたので、こちらを入れて訂正させていただきました。申し訳ございませんでした。

○島岡委員 アルバイトの時給は最低1,000円と値上がりつつあるようでございますし、物価は上がる、給料は下がる、ろくなことはないとは思っているんですけども、人事院勧告等々ございますからしょうがないとは思うんですけども、本当は上げてもらいたいことではないかなと思っております。

○武井人事課長 確かに、委員のおっしゃるとおりだと思います。本来12月期に減額するところを、社会情勢やコロナウイルスの関係等を踏まえて、景気が下がるというようなことで、その分が先延ばしというようなことになったわけですが、今後は民間企業の状況も踏まえて、人事院勧告が上がれば当然上がる形になると思いますので、当面は国に準拠した形でやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○島岡委員 十分分かるんですけど、上げることで、景気を良くするというのもございますので、上のほうの国会議員さんにもぜひ言ってみたいと思っております。

○篠塚委員 今の意見に関連してなんですが、これは人事院勧告なんで、これに従うという改定なんですが、基本的に市の職員の給与を上げるとか、ベースアップするとかそういう検討事項も今後必要があると思っておりますので、意見として、茨城県全体のレベルを見ると、土浦市はまだ下のほうだということもありますので、それも含めて検討していただいて、報酬が上がらなければいけないというのが経済効果の一つだと思っておりますので、その検討は意見として入れさせていただきたい。

○吉田(博)副委員長 それは以前に委員会で言ったよな。あれから何にも検討してないんだっけか。

○武井人事課長 全体的に見ると、土浦市の給与の額はどちらかというと低いほうではございますが、その見直しとしましては若い職員、主事から主幹の昇格の年数を昨年から短縮させていただきまして、なおかつ管理職等についても有能な職員であれば、当然今までもそうだったんですが、昇格の人数を増やすなりしております。そういった部分で今回見直しというか改善はさせていただいております。今後、少しずつではございますが、土浦市職員の給与水準というのは上がっていくのではないかと考えております。以上でございます。

○久松委員 給与減額の総額はどれくらいですか。

○武井人事課長 今回の給与改定の影響額としましては、1億2千400万余円でございます。

○島岡委員 これから結婚する人とか、子どもを産む人とか、新しく家を建てる人とか、少し親を面倒みるとか、いろいろな世の中の年代があると思うんですけども、そういった方々への手当とかですね、職員に対してそういうものは結構あるんですか。民間並のものはあるんですかね。

○武井人事課長 介護休暇ですとか、育児休業とかいろいろあるんですけど、そちらにつ

きましては、手当というよりは、休暇を取りやすいような職場環境というか、それは改善しております、特に会計年度任用職員、いわゆる非常勤さんですかね。非常勤さんにおいても、これまで無給となっていた休暇があったんですが、こちらの部分も有給になったりということで、その辺については改善をされております。

○**島岡委員** 許される範囲でそういうものを有効に利用して、研究して、この部分はお金を出せるんじゃないかとかとそういうのをやっていただかないと、結婚したくてもできない、家を建てたくても建てられないと。今、若い人がすごく家を建てていますから。公務員の方はすごく多いんですね。金利は安いし。そういうのを助ける意味でもお願いできればなと思います。

○**武井人事課長** 今後は国や周辺の自治体を含めて、その辺をよく研究しまして、検討させていただきたいと思います。

○**吉田(千)委員** 皆さんと同じような意見でございますが、これは人事院勧告ですので、承認するところではございますが、一方でコロナ対策の補正予算が出てくる状況にあって、そういったところで子育てに頑張っている人、あるいは介護で頑張っている人、そういう方々が市の職員の中にも大勢いらっしゃると思います。もちろん一般市民もいらっしゃるわけなので、そういったところでしっかり給与減になった部分を、市民の皆さんも含めて応援していただけるような予算立てをしていただければということで要望でございます。市長公室長、何かありましたら。これはこれとして、次への予算立てという中では、市民もそしてまた職員の方々も給与減ということがございますので、子育てだったりあるいは介護に頑張っている方々に応援ができるような補正を組んでいただければありがたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○**川村市長公室長** 先ほど、予算決算委員会全体会において財政課長からも説明があったかと思いますが、国のほうで今年度4月28日付けで新たな臨時交付金の限度額が示されております。現在のところ、約3億9,000万ということで、今吉田(千)委員がおっしゃるように、様々な市民への支援あるいは事業者への支援、そういったものに使っていききたいと現在検討しているところでございます。以上でございます。

○**吉田(千)委員** ありがとうございます。

○**久松委員** 県内の平均はどうなんですか。給与の減額というのは。

○**武井人事課長** やはり県内の他市町村においても、同じように減額する方向で、実際には早い自治体ですと3月で行っているような自治体もございましたので、ほぼ県内の市町村は人事院勧告に基づいて減額するものと思っております。

○**今野委員長** 今、久松委員の質問は県内の平均はということでしたよね。

○**武井人事課長** 率は全て一緒でございます。

○**今野委員長** ほかに御質問はございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** 質疑も出尽くしたようですので、採決に移ります。議案第37号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第37号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案どおり決しました。ここで、委員会を休憩とし、分科会の審査を行います。

(休憩 午前11時5分)

(再開 午後1時25分)

○今野委員長 総務市民委員会を再開いたします。その他執行部から何かございますか。

○武井人事課長 本年4月から特定任期付職員として任用している法務専門官の経歴等について、昨日の事前委員会で御質問がございましたので、資料を用意させていただきましたので、御覧ください。経歴等につきましては記載のとおりでございます。現在は、第一東京弁護士会に所属しております。令和3年1月から本年の3月までは都内の法律事務所に所属し、本年の4月から2年間の期限で特定任期付職員として採用いたしました。主な業務につきましては、職員からの法律相談、また例規審査関係事務に携わっている状況でございます。以上でございます。

○今野委員長 ただ今の説明について、何か御質問はございませんか。

○久松委員 今の弁護士の選任なんだけれども、こういう場合は弁護士会からの推薦を受けて選任するんですか。

○武井人事課長 募集の前に、弁護士会の方にはどなたかいらっしゃらないかということはお尋ねしております。お尋ねしたところいらっしゃらなくて、募集に対して、この方が応募されたという状況でございます。

○今野委員長 ほかに執行部からございませんか。

(「ございません」との声あり)

○今野委員長 委員の皆様から執行部に何かございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 ないようですので、これで総務市民委員会を閉会いたします。